

大阪府立大学学術情報リポジトリ運用指針

(リポジトリの目的)

第1条 大阪府立大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の発展に資するとともに、学術研究の成果を還元し、もって社会に貢献するため、本学の教育研究活動において生み出された成果を収集して恒久的に保存・蓄積し、学内外に発信・提供するシステムとして、大阪府立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を構築する。

(趣旨)

第2条 この指針は、リポジトリを運用するために必要な事項を定める。

(管理運営)

第3条 リポジトリの管理運営は学術情報課が行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに教育研究活動の成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は次に掲げる者とする。

- (1) 本学及び大阪府立大学工業高等専門学校（以下「高専」という。）に所属する、又は所属したことのある教職員及び大学院生
- (2) 本学及び高専の各組織又はそれらを母体とする団体
- (3) 本学及び高専内に事務局を有し、(1)に掲げる者が委員又は代表を務める団体
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学術情報センター図書館長（以下「図書館長」という。）が必要と認める者

(コンテンツ)

第5条 リポジトリのコンテンツとして収集する教育研究成果は、第1条に定める目的に該当し、かつ、第4条に掲げる者が作成に関与したものとする。

- 2 リポジトリのコンテンツとする教育研究成果は、別表のとおりとする。

(登録の手続き)

第6条 登録者は、別に定める手続きを行うことにより、その登録作業を学術情報課に依頼することができる。

- 2 本学及び高専で発行される紀要等の場合であって、編集・発行者が登録者として全文を包括して利用許諾を与えるときは、別に定める「リポジトリ紀要等包括登録申請」の手続きを行う。これにより、個々の論文等の作成者から利用許諾を得ることは省略される。

なお、論文等の作成者がリポジトリへの登録を望まない場合は、「リポジトリ紀要等包括登録申請」を行う登録者に当該論文等を含めない旨を申し出るものとする。

(著作権)

第7条 リポジトリへの登録は、当該教育研究成果の複製権及び公衆送信権の許諾を与えるものであり、その著作権は著作権者に留保される。

- 2 本学及び高専に所属する者以外が共著者である教育研究成果を登録する場合には、登録者がその共著者の利用許諾を得るものとする。
- 3 出版社等の他者が著作権を有する教育研究成果等を登録する場合には、著者である登録者がその利用許諾を得るものとする。

(公開／非公開の設定)

第8条 登録者は、リポジトリに教育研究成果を登録するに当たり、「公開／非公開」の条件を付すことができる。

(コンテンツの削除と公開停止)

第9条 リポジトリのコンテンツは、次の各号に該当する場合に図書館長の承認をもって削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を示して削除の申請を行った場合
- (2) 研究公正に反する場合
- (3) 研究倫理、法令、社会通念又は情報セキュリティの点で問題を生じることが明らかな場合

2 本学又は高専の名誉を著しく毀損することが懸念されるなど緊急な対応が必要な場合には、図書館長は、一定期間コンテンツを公開停止とすることができる。

(改正)

第10条 この運用指針の改正は、学術情報センター図書館委員会で協議して行う。

(委任)

第11条 この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

本運用指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本運用指針は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (リポジトリのコンテンツ)

	種別	コンテンツ	登録者又は 収集協力者
1	学位論文	博士論文等	教育推進課、学 位取得者
2	紀要論文	本学及び高専で発行される紀要等に掲載された論文その 他の著作物	著者、紀要等編 集・発行者
3	学術雑誌論文	学術雑誌に掲載された論文	著者
4	会議発表論文	会議の報告書等に掲載された論文	著者

5	研究報告書	科研費等の研究助成金による研究成果の報告書等	著者、研究推進課
6	図書	図書の章を含む	著者
7	学術雑誌記事	各種学術団体等が発行する学術雑誌等に掲載されたテクニカルレポート、ディスカッションペーパー、ワーキングペーパー等の記事	著者
8	会議発表資料	各種学会の会議録や予稿集等に掲載された論文、プレゼンテーション資料及びポスター等	著者
9	一般雑誌記事	一般読者向け雑誌、新聞等に掲載された学術的又は社会啓蒙的な記事	著者
10	講義資料	授業、講習会等で用いるプレゼンテーション資料及び配布資料類（講義ビデオや遠隔教育用の動画を含む。）	作成者
11	学内刊行物	学報、広報誌、自己点検評価報告書、各部局パンフレット、教務関連資料及び同窓会誌等	学内各部局等
12	その他	上記以外のものであって図書館長が認めるもの	